

○国立研究開発法人水産研究・教育機構標本管理規程

平成23年4月 1日付け22水研本第30317002号
改正 平成23年9月15日付け23水研本第30909001号
改正 平成26年3月28日付け25水研本第60310001号
改正 平成27年4月 1日付け26水研本第70325001号
改正 平成28年4月 1日付け28水機本第80401014号
改正 令和 2年7月20日付け 2水機本第20071502号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の研究開発に資するとともに水産科学の発展に寄与し、機構の社会的役割を高めることを目指して、標本の戦略的な収集及び長期保存並びに機構内外での活用を的確に行うため、標本管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(標本の定義)

第2条 本規程における標本とは、機構の研究活動に伴い収集されるか、他機関から移管し、若しくは寄贈を受けた又は管理を受託した水産生物の個体及びその集合並びにその骨格、臓器等生物体の一部及びその集合をいう。

2 標本コレクションとは、前項で定められる標本のうち、機構で登録・管理されている標本の集合体をいう。

(標本コレクションの構成)

第2条の2 標本コレクションは以下から構成される。

(1) 機構が収集した標本、あるいは機構へ寄贈された標本
(2) 機構が管理を受託した標本

2 標本コレクションの詳細は別に定める。

(標本管理委員会の設置)

第3条 機構における標本管理の適正性を確保するため、機構に標本管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長からの諮問又は自らの発議に基づき、標本の収集・管理・利用についての方針、標本コレクションの設置、利活用その他標本の管理に関する事項について審議する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の構成等委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(標本管理責任者の設置)

第4条 機構は、標本管理を適切に行うため、標本管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者については、別に定める。

(標本の収集)

第5条 標本は、委員会において決定された方針に基づいて、戦略的・組織的に収集するものとする。

(標本の管理)

第6条 管理責任者は、別の定めにより、標本コレクションを管理するものとする。

2 管理責任者は、標本コレクションに機構外の機関、個人より標本管理を受託することができる。

(1) 受け入れの可否は、管理責任者が判断するものとする。

(2) 違法に採集された標本は受け入れないものとする。

(3) 標本管理の受託に対して、管理料は求めないものとする。

(4) 標本管理の受託の手続については別に定める。

(標本の保存)

第7条 標本は、次条及び第12条に定める場合を除き、恒久的に標本コレクションに保存するものとする。

2 標本の保存は、他の研究機関でも広く採用され、長期保存に適することが国際的に認められている方法を採用するものとする。

(標本の廃棄)

第7条の2 管理責任者は、状態が著しく劣化又は利用価値がないと認められる標本を廃棄することができる。

2 管理を受託した標本は、管理責任者が委託者と協議の上、両者が認めた場合に限り廃棄することができる。

(標本の利用)

第8条 標本を利用する者（以下「利用者」という。）は、別に定める手続により、標本利用の許可を受けなければならない。

2 利用者は、利用の許可を受けた標本の取扱いについて、該当する標本コレクションの管理責任者の指示に従わなくてはならない。

(標本の貸与)

第9条 標本は、別に定める手続により、貸与することができる。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、当該標本の取扱いについて該当する標本コレクションの管理責任者の指示を遵守して、次に掲げる責務を守ることとする。

- (1) 標本を適切に管理し、当該管理責任者の指定した期限内に返却すること。
- (2) 標本の第三者へのまた貸し又は転売を行わないこと。
- (3) 異動等で所属機関を変更する場合、標本を異動前に返却すること。

(成果の公表)

第11条 利用者が、当該標本から得られたデータに基づく成果を原著論文や書籍など出版物に発表する場合の条件については別に定める。

(標本の贈与)

第12条 管理責任者は、同時に採集された同一種の標本に十分な数がある場合、研究、教育及び展示を目的とする機関に対し、そのうちの一部の標本の贈与を認めることができる。ただし、機構所有標本に基づいて新種記載がなされる場合、その標本(タイプ標本)はタイプ標本の恒久的な管理を業務として行う公的な自然史系博物館又はそれに準ずる公的な研究機関に贈与するものとする。

- 2 管理責任者は、前項の規定により標本を贈与しようとするときは、あらかじめ所属する研究所の長の承認を受けるものとする。
- 3 標本の贈与に関する手続は別に定める。

(標本の寄贈の受入れ)

第13条 管理責任者は、機構外の機関、個人が機構に標本を寄贈しようとする場合、これを受け入れることができる。ただし、違法に採集された標本は受け入れないものとする。

- 2 受け入れ後の標本の所有権は、機構に帰属し、寄贈者は当該標本に係る一切の権利を機構に譲渡するものとする。
- 3 標本の寄贈に対して対価の支払いは行わないものとする。
- 4 標本の寄贈の手続については別に定める。

(その他)

第14条 水産大学校における標本管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成23年9月15日付け23水研本第30909001号]

この規程は、平成23年9月15日から施行する。

附 則 [平成26年3月28日付け25水研本第60310001号]

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

附 則 [平成 27 年 4 月 1 日付け 26 水研本第 70325001 号]
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 28 年 4 月 1 日付け 28 水機本第 80401014 号]
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 2 年 7 月 20 日付け 2 水機本第 20071502 号]
この規程は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。